

枚方市監査委員告示第6号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、監査の結果に関する報告に基づき措置を講じた旨通知があったので、同項の規定により次のとおり公表する。

平成28年8月9日

枚 方 市

監 査 委 員	勝 山 武 彦
監 査 委 員	大 西 正 人
監 査 委 員	岩 本 優 祐
監 査 委 員	山 口 勤

## 1. 通知を行った者の氏名等

枚方市病院事業管理者 高井法子

平成28年7月28日付け病経第33号

「監査の結果に関する報告に基づき講じた措置について（通知）」

## 2. 通知を受けた日

平成28年8月1日

## 3. 監査の結果に関する報告

平成27年12月2日付け枚監査第215号

「定期監査等の結果について」

## 4. 講じた措置の内容

### (1) 対象部局名及び指摘事項

《経営企画課》

#### ○貯蔵品の在庫管理等について

経営企画課では、病院の財産の取得、管理及び処分並びに減価償却に関する業務等を行っているが、企業出納員が実地棚卸しの際に市立ひらかた病院事業会計規程に定める立会いをさせておらず、現品に不足があった場合においても、差異の原因について確認が出来ていなかった。

また、旧病院の物品については、新病院で導入されたシステムに一部しか登録されておらず、在庫管理が出来ていない状況だった。

さらに、棚卸資産に受払いの方法についても、一部で同規程とは異なる取扱いを行っていた。

今後は、在庫と帳簿が合わなかった場合の原因及び現状調査や責任の所在を明確化するためにも、適時に貯蔵品等の状況確認を行うなど、同規程に基づいた取扱いの遵守を徹底し、地方公営企業法等の調査研究に努め、職員一人ひとりがスキルアップを図り、精度の高い事務事業を行うよう指摘する。

### (2) 措置内容

市立ひらかた病院事業会計規程に定める実地棚卸しにおける立会いについては、平成27年度末に病院事業管理者が指定した職員が立会い業務を行った。今後も同様の取扱いを行い、差異の原因についても確認を行って行くこととした。

旧病院の物品については、平成27年度末までにシステム登録を行い、全ての物品について物品管理システムで状況把握を行うようにした。

棚卸資産の受払いの方法については、市立ひらかた病院事業会計規程に定める方法で平成 26 年度末貯蔵品残高を再計算し、平成 27 年度決算において、適正な残高を計上している。

今後も、職員一人ひとりの意識の向上とスキルアップを図り、同規程に基づく取扱いを遵守していく。